

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
209	5 保育園・子育て支援施設	子育て支援拠点施設	子育て支援拠点施設	H8	○				⑨用途廃止済 ↓ ⑫検討	体育館部分は、令和4年4月1日から「村上市屋内遊び場」として運用開始。今後、遊具の増設、施設整備などにより機能の充実を図る。 校舎棟1階部分は、令和6年4月1日から「神林子育て支援センター」として運用開始。 2階部分は令和7年4月1日から「神林学童保育所」として運用開始。今後も計画の見直しを行いながら、施設整備を行う。	屋内遊び場の充実									
											校舎棟の基本方針決定									
											校舎棟部分の整備									
											子育て拠点施設として順次供用開始・充実									
		子育て支援拠点施設の数	1																	

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。